

は」を削る。

第十五条第一項中「所定の事項を記録した電磁的記録又は」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「電磁的記録、」及び「記録事項又は」を削り、同項を同条第五項とする。

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第二号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第五十三第三号中「第九条第十二項」を「第九条第十三項」に改め、同表第六号中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十一項及び第十二項」に改め、同表第七号中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項」に改め、同表の備考中「権限移譲対象事務は、」の下に「県以外のものが」を加え、「の駆除に係るものに限り、県が」を「による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的で」に、「鳥獣の駆除」を「鳥獣の捕獲等及びこれらの鳥獣（ハクビシンを除く。）の卵の採取等」に、「を除く」を「に限る」に改める。

別表第七十二の六第一号中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同表第二号中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同表第三号中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同表第四号中「第八十五条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第八十五第七号(三)中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号(四)中「第四条」を「第六条」に改め、同号(五)中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号(六)中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号(七)中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十条」に改め、同表第八号(三)中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号(四)中「第四条」を「第六条」に改め、同号(五)中「第五条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号(六)中「第六条第一項」を「第九条第一項」に改め、同号(七)中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十条」に改め、同表第九号(三)中「第七条」を「第七条第一項」に改め、「等」を削り、同号中(九)を(一)とし、(八)を(二)とし、(七)を(九)とし、(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)を(二)とし、(二)を(四)とし、(一)の次に次のようないかで加える。

- (一) 法第七条第二項の規定による助産師の免許の申請の受理
- (二) 法第七条第三項の規定による看護師の免許の申請の受理

別表第八十五第十一号中「法」の下に「と/or」とし、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法

律第八十四号)附則第十条第一項及び第十二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法(以下この号において「旧法」)を加え、同号^(五)中「第五条の八」を「第五条の十三」に改め、同号^(四)を同号^(五)とし、同号^(三)中「第五条の七」を「第五条の十二」に改め、同号中^(二)を^(一)とし、^(一)を^(二)とし、^(二)の次に次のように加える。

(七) 令第五条の五の規定による社会医療法人に係る認定の申請の受理
別表第八十五第十一号中(四)を(三)とし、(三)を(四)とし、同号中「第三条の一」を「第三条の三」に改め、同号中(三)を(二)とし、(二)を(三)とし、(三)の次に次の
ように加える。

(三) 旧法第五十一条第一項の規定による医療法人の決算の届出の受理

を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(大) 法第四十六条の四第三項第四号の規定による医療法人の業務等の報告の受理

別表第八十五第十一号中(四)を(一)とし、(三)を(五)とし、(二)を(四)とし、(一)を(三)とし、(十)を(七)とし、(九)を(六)とし、(八)を(九)とし、(七)を(十)とし、(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)を(六)とし、(三)を(五)とし、(二)を(四)とし、(一)の次に次のように加える。

(三) 法第六条の二第一項の規定による病院等に関する情報の報告の受理

(三) 法第八条の二第一項の規定による薬局に関する情報の報告の受理

附
則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第五十二の備考の改正規定及び次項の規定は公布の日から、同表第三号、第六号及び第七号の改正規定は同月十六日から、別表第七十一の六の改正規定は消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百四号）の施行の日から施行する。

この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第十三条第一項の経由事務となる事務に係る同条第二項の規定による協議及び

同条第三項において準用する同条例第十二条第四項の規定による告示その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県副知事定数条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三号

秋田県副知事定数条例

副知事の定数は、二人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 平成十九年七月三日までの間におけるこの条例の規定の適用については、「二人」とあるのは、「一人」とする。

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第四号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和三十八年秋田県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「なおつた」を「治つた」に、「別表」を「災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第五」に改め、同条第二項中「別表」を「災害救助法施行令別表第五」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同条第五項中「すでに」を「既に」に改める。

第十二条を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)第十二条第二項の規定に基づき、職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第四条第一項に規定する職員及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員をいう。以下同じ。)の大学院派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学院派遣研修 県が職員の同意を得て実施する学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学の大学院の課程(同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、その内容及び実施形態を考慮して人事委員会規則で定めるものをいう。

二 大学院派遣研修費用 旅費その他の大学院派遣研修に必要な費用として人事委員会規則で定めるものとし人事委員会規則で定めるものに使用される者をいう。
三 特別職地方公務員等 職員以外の法第三条第一項に規定する地方公務員、国家公務員又は法第二十九条第二項に規定する地方公社その他その業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者をいう。
(大学院派遣研修費用の償還)

第三条 大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げるいずれかの期間内に離職した場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める金額を県に償還しなければならない。

- 一 当該大学院派遣研修の期間 当該大学院派遣研修のために県が支出した大学院派遣研修費用の総額に相当する金額
- 二 当該大学院派遣研修の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間が五年に達するまでの期間 当該大学院派遣研修のために県が支出し

た大学院派遣研修費用の総額に相当する金額に、同日から起算した職員としての在職期間が過増する程度に応じて百分の百から一定の割合で遞減するように入事委員会規則で定める率を乗じて得た金額

2

前項の離職した場合には、死亡により職員でなくなった場合を含まないものとする。

3

第一項第二号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 一 法第二十八条第二項の規定による休職の期間（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する通勤をいう。次条第一号において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間その他の人事委員会規則で定める休職の期間を除く。）

二 法第二十九条第一項から第三項までの規定による停職の期間

三 法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間

四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定による育児休業をした期間

（適用除外）

第四条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。

一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第二十八条第一項第二号に掲げる事由に該当して免職された場合又は同項第四号に掲げる事由に該当して免職された場合

二 法第二十八条の二第二項の規定により退職した場合（法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）

三 任期を定めて採用された職員が当該任期が満了したことにより退職した場合

四 前三号に掲げる場合に準ずる場合として人事委員会規則で定める場合

五 任命権者及び任命権者から委任を受けた者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職した場合

六 前号に掲げる場合のほか、特別職地方公務員等となるため退職した場合であって、人事委員会規則で定める場合
 （特別職地方公務員等となつた者に関する特例）

第五条 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて職員として採用された者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続いて職員として採用された者を含む。）が離職した場合には、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等と

しての在職を職員としての在職とみなして、第三条の規定を適用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは、「次に掲げる期間及び第五条第一項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」とする。

2 大学院派遣研修を命ぜられた職員のうち、前条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職し、引き続き特別職地方公務員等として在職する者（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職する者を含む。）が当該特別職地方公務員等でなくなつた場合（引き続いて職員として採用される場合又は引き続き当該特別職地方公務員等以外の特別職地方公務員等として在職する場合を除く。）には、当該特別職地方公務員等でなくなったことを離職したことと、同条第五号又は第六号に掲げる場合に該当して離職した後における特別職地方公務員等としての在職を職員としての在職とそれぞれみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、第三条第三項中「次に掲げる期間」とあるのは「次に掲げる期間及び第五条第二項の規定により特別職地方公務員等としての在職が職員としての在職とみなされる場合における次に掲げる期間に相当する期間として人事委員会規則で定める期間」と、前条中「次の各号に掲げる場合」とあるのは「特別職地方公務員等につき次の各号に掲げる場合に相当する場合として人事委員会規則で定める場合」とする。

（人事委員会規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第三条の規定は、この条例の施行後に大学院派遣研修を命ぜられた職員について適用する。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十三日

秋田県条例第六号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「のうち、」を「のうち」に改め、同条第二項中「に基き、第四条第一項に規定する給料表に掲げられている給料月額につき、」を「並びに当該職員に適用される給料表及びその属する職務の級に基づき」に、「管理職手当額表による」を「額とする」に改め、同項に後段として次の

秋田県知事 寺 田 典 城